10　第五項及び第八項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百条第一項第十六号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権　三年

第七十条第五項中「前項」を「第四項」に、「株式会社」を「会社」に、「を金庫又は」を「を金庫若しくは」に、「同じ。）により第六十五条第一項第一号又は第二号」を「同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号」に、「おいては、第六十五条第一項第一号又は第二号」を「おいては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「又はその子会社により第六十五条第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「、第五十四条の二十二第七項」を「又は」に改め、「又は第五十四条の二十四第二項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

第七十条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

八　合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置

（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6　法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

第七十一条中「第五十四条の二十三第五項」を「第五十四条の二十三第八項」に、「法第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に改める。

第七十三条第六項第二号中「（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十六条第二項第二号中「吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫」を「吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫」に改める。

第百条第一項第十号の次に次の二号を加える。

十の二　外国において法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

十の三　外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ　破産手続開始の決定があつた場合